

福祉・介護職員の処遇改善に関する具体的な取り組みについて下記の通り公表いたします。

令和8年4月

入職促進に向けた取り組み	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施
教育の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら国家試験等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家庭等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事業等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	短時間勤務労働者も受診可能な健康診断、ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取り組み	業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）情報端末、スマートフォン端末等の導入
	業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、掃除、ごみ捨てなど）がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福祉厚生システム等の共有化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取り組みの実施
やりがい・働き方の構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化によるここの福祉・介護職員の気付きを踏まえた勤務環境や支援ないようの改善
	地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進のため、モチベーション向上に資する、地域児童・生徒や住民との交流の実施